

建築物省エネ法第10・11条

		■ 省エネ性能の底上げ		2025年4月～	
全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け					
※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施					
※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する					
	現行		改正		
	非住宅	住宅	非住宅	住宅	
大規模 2,000m ² 以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務	
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務	
小規模 300m ² 未満	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務	

建築物省エネ法第6条第3項

建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならない。



大阪府気候変動対策の推進に関する条例の建築物に関する規制について、重複する内容の削除が必要

	非住宅		住宅	
	建築物省エネ法による規制	条例による規制	建築物省エネ法による規制	条例による規制
大規模 (2,000㎡以上)	適合義務 (一次エネルギー)	適合義務 (外皮性能) + 再エネ検討義務	届出義務	≪10,000㎡以上かつ高さ60m以上のみ≫ 適合義務 (外皮性能+一次エネルギー) + 再エネ検討義務
中規模 (2,000㎡未満 300㎡以上)	適合義務 (一次エネルギー)		届出義務	
小規模 (300㎡未満 10㎡以上)				
特定増改築 (一定条件の増築 への緩和措置)	届出義務	適合義務 (一次エネルギー)		
建築士から建築 主への説明義務	小規模の建築物で 省エネ基準への適合性 に関する説明義務	全ての規模の建築物で 省エネ性能に関する 説明努力義務	小規模の建築物で 省エネ基準への適合性 に関する説明義務	全ての規模の建築物で 省エネ性能に関する 説明努力義務

大阪府気候変動対策の推進に関する条例の改正案（法と条例の規制範囲について）

改正後（R7.4～）

	非住宅		住宅	
	建築物省エネ法による規制	条例による規制	建築物省エネ法による規制	条例による規制
大規模 (2,000㎡以上)	適合義務 (一次エネルギー)	適合義務 (外皮性能) + 再エネ検討義務	適合義務 (外皮性能+一次エネルギー)	「10,000㎡以上かつ高さ60m以上のみ」 適合義務 (外皮性能+一次エネルギー) + 再エネ検討義務
中規模 (2,000㎡未満 300㎡以上)	適合義務 (一次エネルギー)		適合義務 (外皮性能+一次エネルギー)	
小規模 (300㎡未満 10㎡以上)	適合義務 (一次エネルギー)		適合義務 (外皮性能+一次エネルギー)	
特定増改築 (一定条件の増築 への緩和措置)	届出義務	適合義務 (一)	緩和措置の制度自体が削除	
建築士から建築主への説明義務	全ての規模の建築物で 省エネ性能に関する 説明努力義務	全ての規模の建築物で 省エネ性能に関する 説明努力義務	全ての規模の建築物で 省エネ性能に関する 説明努力義務	全ての規模の建築物で 省エネ性能に関する 説明努力義務